

ぐんまの水環境

群馬県知事指定・浄化槽法定検査実施機関

発行 公益財団法人 群馬県環境検査事業団 電話 027-237-5111

住所 〒371-0026 群馬県前橋市大手町3-9-16 FAX 027-237-5259

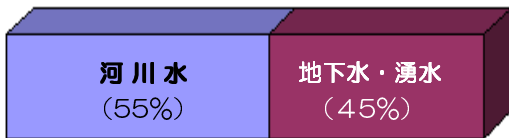
水の使いみち

群馬県は「水源県ぐんま」、「関東のみずがめ」などと呼ばれています。群馬県の中央を流れる利根川は、下流で生活用水などに利用され首都圏の人々の暮らしを支えています。

群馬県内でも、水道の水源として利根川やその支流から河川水を取水しています。（市町村によっては井戸からくみ上げた地下水を水源にしているところもあります。）

私たちは、毎日どのくらいの水を使っているのでしょうか。また、家庭ではどのように水が使われているのでしょうか。

(1) 水道の水源



群馬県の水道水源

家庭で使用される水を「家庭用水」、オフィス、ホテル、飲食店等で使用される水を「都市活動用水」といい、あわせて「生活用水」と呼んでいます。

生活用水の水源としては、主に河川水や地下水などが使われます。群馬県内では、左のグラフのように、水道水源として河川水（表流水・伏流水など）が約55%、地下水・湧水が約45%使われています。

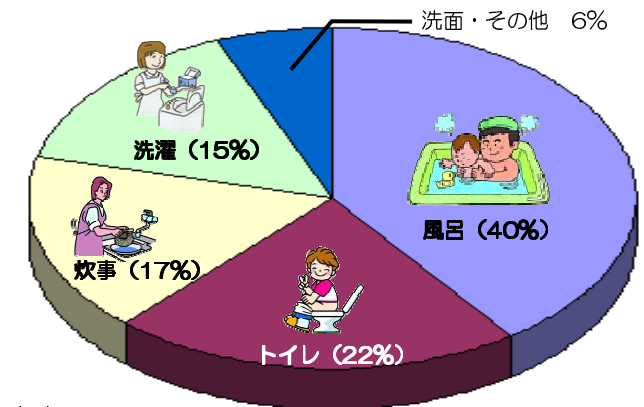
（出典 平成18年度群馬県食品監視課業務概要）

(2) 家庭用水の使いみち

河川や井戸から取水された水は、浄水場できれいにされ、水道水として各家庭に給水されます。

家庭用水の使用量は、一日に1人あたり **約245リットル**といわれています。そのうち、飲料水は約2~3リットルで、残りは風呂・トイレ・炊事・洗濯などに使用されています。各家庭ではどのように水が使われているのでしょうか。家庭用水の使用割合は右のグラフのようになっています。

（出典 平成21年環境省環境白書）



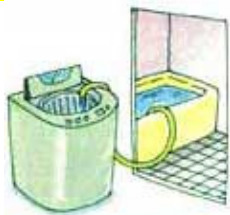
家庭用水の使用割合

（出典 東京都水道局 平成24年度一般家庭水使用目的別実態調査）

(3) 節水の工夫

水は貴重な資源です。毎日の生活の中で必要な分だけを使い、無駄をなくすように努めることが、環境にも家計にも優しいといえます。また、余分な汚れを流さないことや、一度に大量の水が浄化槽に流入しないように工夫することは浄化槽にも優しいといえます。

○ 洗濯にお風呂の残り湯を使う



- 歯をみがく時は水を止める
- 顔を洗う水は洗面器にくむ

○ シャワーをこまめに止める



- 洗う前に紙などで汚れを拭き取る
- 食器を洗うときは「ため洗い」をする



裏面にも情報があります

(4) 汚水を流す時に気をつけていただきたいこと

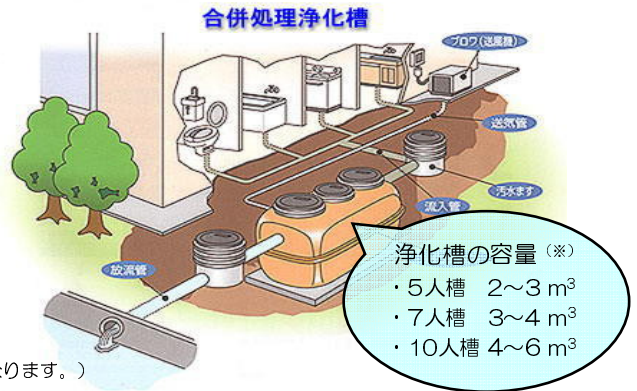
合併処理浄化槽をお使いの場合

合併処理浄化槽には、トイレからの汚水だけでなく、洗濯排水やお風呂、台所、洗面所などご家庭で使用したすべての汚水が流れ込みます。(雨水や特殊な排水を除きます。)

浄化槽の中はいくつかの部屋に分かれていて、それぞれの部屋が役割を分担して汚水を順に処理しています。

すべての部屋を合計した浄化槽の容量は、5人槽の場合、約 2~3m³ (2,000~3,000ℓ) です。(※)

(※ 容量の目安です。浄化槽のメーカー、処理方式等により容量は異なります。)



残り湯



一度にたくさんの汚水が浄化槽に流入すると、十分に処理されない状態で排水されてしまうおそれがあります。

お風呂の水を抜く・洗濯をするなどの比較的水を多く使う作業は時間をずらすなどの工夫をお願いします。

節水だけでなく浄化槽への影響を少なくするという点からも、お風呂の残り湯を洗濯に使うことはお勧めです。

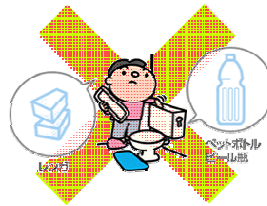
単独処理浄化槽をお使いの場合

単独処理浄化槽には、トイレからの汚水だけが流入します。

トイレの洗浄水は適切な量を使うことが大切です。大小のレバーにより、使用に見合った量の洗浄水を必ず流してください。

洗浄水が少ないと、途中の配管が詰まったり、浄化槽の機能が悪くなったりするおそれがあります。

単独処理浄化槽をお使いの場合、節水のためにレンガやペットボトルなどをタンクに沈めることはお勧めできません。



単独処理浄化槽をお使いの方へ

水環境を守るため「合併処理浄化槽」への切り替えをご検討下さい。

浄化槽豆知識

トイレットペーパーの使い過ぎにご注意下さい

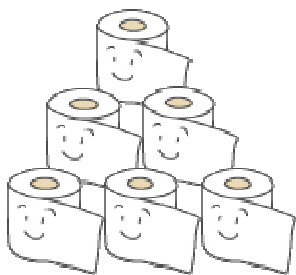
トイレットペーパーの使用量は、平均一人1日当たり約4.8m、また、1回当たりの使用量は、大便の場合、平均してダブル1.3m、シングル2.2mという調査結果があります。ただし、浄化槽へ流入するトイレットペーパーの総量は、家族構成、トイレの使用回数、温水洗浄便座の使用の有無などにより大きく違ってきます。

トイレットペーパーを使い過ぎると、浄化槽の中にたまるスカムや汚泥の量が多くなり、清掃の回数や引き抜く汚泥の量が増える原因になりますのでご注意ください。

なお、ティッシュペーパーは水に入れてもほぐれにくく、また、紙おむつや衛生用品などは水に溶けないのでトイレに流さないで下さい。



(出典 月刊浄化槽 2012年8月号・2013年9月号「JSAだより」)



… 浄化槽についてのお問い合わせ先 …

- 浄化槽全般に関すること
 - ・群馬県 環境森林部 廃棄物・リサイクル課 一般廃棄物係 (電話 027-226-2853)
 - または、お住まいの地区を管轄する環境事務所 (環境森林事務所)
 - ・前橋市役所 西部清掃事務所 (電話 027-253-1009) (補助金については水道局下水道整備課 898-3074)
 - ・高崎市役所 一般廃棄物対策課 (電話 027-321-1253) (補助金についても同じ)
- 合併処理浄化槽へ設置替えする際の補助制度に関すること 設置する地域の市役所又は町村役場
- 保守点検・清掃に関すること 一般社団法人 群馬県浄化槽協会 (電話 027-251-0325)
- 一般社団法人 群馬県環境保全協会 (電話 027-210-2333)
- 法定検査に関すること 公益財団法人 群馬県環境検査事業団 (電話 027-237-5111)